

ワーケーションふくやま推進事業補助金 Q&A

Q1 申請から交付までの流れは？

- A1
- ① 申請書類一式を郵送又は持参によりご提出いただきます。
 - ② 申請内容を審査の上、要件を満たしている場合は、交付決定通知にてお知らせします。
 - ③ 事業完了後、報告書類一式を提出していただきます。
 - ④ 報告内容を確認の上、最終的な交付額を算定し、支給します。

Q2 いつまで募集しているのか？

- A2
- 2025年（令和7年）2月28日までとしています。ただし、補助対象期間も同日までとしているため、申請の審査期間や事業実施期間を逆算し、余裕を持って申請してください。
- なお、上記にかかわらず、補助金の交付決定額（累計）が予算額に達した時点で募集を終了します。

Q3 交付基準（第8条）の「地域の活性化や課題解決につながる」取組の具体的なイメージは？

- A3
- 市内企業と連携した地域資源の魅力向上や販路開拓、将来の地域を支える人材の育成などを想定しています。検討されている取組があれば、事前にご相談ください。

Q4 地域活性化等の取組について、既存の取組も対象と認められるか？

- A4
- 補助対象期間に新たに開始又は拡充する取組を対象としています。「拡充」に該当するかについては、事前にご相談ください。

Q5 地域活性化等の取組について、あらかじめ市内企業や地域との調整をしておく必要があるか？

- A5
- 地域活性化等の取組の具体を含めて申請内容を審査しますので、あらかじめ市内企業や地域と調整の上、申請書類に連携先として記載してください。

Q6 地域活性化等の取組について、補助対象期間のうちどの程度の成果が必要か？

- A6
- 補助対象期間のうち必ずしも成果を求めるものではありませんが、取組の実施状況について報告をお願いします。また、補助対象期間以降も、市内の企業等と備後圏域外の企業等の交流が継続することを期待していますので、その後の状況についても情報提供をお願いする場合があります。

Q7 地域活性化等の取組について、福山市の協力は得られるか？

- A7
- ワーケーションふくやまのPRの一環として、特に情報発信に協力します。このため、取組の実施状況がわかる写真等のご提供をお願いします。（人物を撮影する場合は、福山市ホームページ等への掲載の了承を得ていただくようお願いします。）

Q8 補助対象経費であっても対象外となることがあるか？

- A8
- 領収書等の帳票類が不備の場合や、一般価格・市場相場等と比べて著しく高額な場合（高額な宿泊施設や新幹線のグリーン料金等）、契約から支払い・決済までの一連の手続が、補助対象期間中に行われていない場合などは対象外となります。

Q9 補助事業の実施に関する関係書類は、どの程度の期間、保存する必要があるのか？

- A9
- 補助事業者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、補助事業の完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しておかないといけません。